

# 情報処理安全確保支援士制度の創設

- 政府機関や企業等のセキュリティ対策強化に向けては、専門人材の確保・育成が肝要であるが、その数は国全体で不足。
- 現在、IPAや民間団体によりセキュリティの能力を測る試験が複数実施されているものの、人材の所在が見える化されておらず、日進月歩のセキュリティ知識を適時・適切に評価できるものとなっていない。
- 最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた、高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を創設。

◆ 政府機関や企業等のサイバーセキュリティ対策を強化するため、専門人材を見える化し、活用できる環境を整備することが必要。

→ 情報処理安全支援士の名称を有資格者に独占的に使用させることとし、さらに民間企業等が人材を活用できるよう登録簿を整備。

◆ 技術進歩等が早いサイバーセキュリティ分野においては、知識等が陳腐化するおそれ。

→ 有資格者の継続的な知識・技能の向上を図るため、講習の受講を義務化。義務に違反した者は登録を取り消される更新制を導入。

◆ 民間企業等が安心して人材を活用できるようにするには、専門人材に厳格な秘密保持が確保されていることが必要。

→ 業務上知り得た秘密の保持義務を措置。

# 情報処理安全確保支援士制度の全体像

## 1. 支援士になる資格を有する者になる段階

### ① 資格試験 (支援士試験)

合格

- ・情報セキュリティスペシャリスト試験をベースに新設。
- ・受験手数料 (5,700円)
- ・全部又は一部免除制度。
  - 情報処理技術者試験との連携による一部免除制度は継続。
  - その他、国内外の類似資格合格者や大学等の教育課程修了者を一部免除の対象とすることを想定。

### ② 資格試験合格と同等以上の能力を有する者

- ・国が指定するポストであって、当該ポストでの従事年数が一定期間を超える場合を想定。

### ③ 経過措置対象者

- ・以下の試験合格者が対象。
  - 情報セキュリティスペシャリスト試験
  - テクニカルエンジニア (情報セキュリティ)
- ・登録可能期限を設定 (2年間)

情報処理安全確保支援士となる資格を有する者

## 2. 登録を受けて支援士になる段階

登録申請

登録簿への登録

情報処理安全確保支援士

- ・欠格事由に該当する場合は登録不可。
- ・登録手数料 (10,700円) 及び登録免許税 (9,000円) の納付が必要。
- ・登録簿記載事項に変更が生じた場合、届出及び変更手数料 (900円) の納付が必要。

### 義務違反の場合

登録取消し

又は

一定期間の  
名称使用停止

取消し後、  
2年間は  
再登録不可

## 3. 支援士として活動、資格を維持する段階

### 登録情報の公開

- ・必須項目 (登録番号等) を除き、公開する項目は本人の任意とする。

### 資格名称の独占使用

- ・支援士以外が名称を使用した場合は、30万円以下の罰金刑が課される。

### 支援士としての義務遵守

#### (1) 信用失墜行為の禁止

#### (2) 秘密保持

- ・義務に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑が課される。

#### (3) 講習受講

- ・オンライン講習を年1回受講するとともに、登録後、3年ごとに集合講習を受講。
- ・やむを得ない事由の場合、期限延長措置あり。